

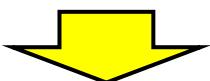
～回答・解説～

第1問



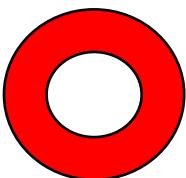
解説

総務省消防庁が、平成29年から令和元年までの3年間における失火を原因とした住宅火災について、全国からの火災報告を基に設置効果を分析した結果、住宅用火災警報器を設置している場合は、設置していない場合に比べ、死者数は約半減、損害額は約4割減少しているとの分析結果が出ました。



住宅用火災警報器を設置することで、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクが大幅に減少!!

第2問



解説

平成16年(2004年)の消防法の改正により、住宅用火災警報器の設置が、新築住宅については平成18年(2006年)6月から義務化され、既存住宅についても平成23年(2011年)6月から義務化(※)されました。

※ 豊川市では平成20年(2008年)6月から既存住宅についても義務化されました。

消防法第9条の2

住宅の用途に供される防火対象物の関係者は、次項の規定による住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準に従って、住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

第3問



解説

豊川市において、住宅用火災警報器を設置しなければならない場所は、

- ① 寝室
- ② 階段（寝室が2階以上にある場合）
- ③ 台所

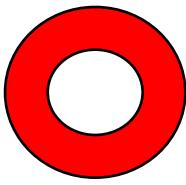
になります。

住宅用火災警報器の感知器には煙式と熱式があり、原則、**煙感知器の設置が必要です**。しかし、台所について、湯気等が滞留しやすい場合は熱式の感知器の設置も可となっています。



※ 豊川市は台所にも設置義務があります。

第4問

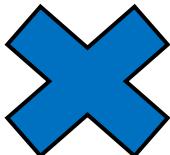


解説

住宅用火災警報器には、**火災を検知した警報器だけが警報を発する単独型**と、**火災を検知した警報器だけでなく、連動設定を行っているすべての警報器が火災信号を受け警報を発する連動型**があります。

総務省消防庁は、警報を家中にすばやくお知らせすることができる**連動型**を推奨しています。

第5問



解説

住宅用火災警報器の設置義務化から10年以上が経過し、**機器の故障や電池切れ等で正常に作動しないケースが増えています**。住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の劣化や電池切れ等で火災を感知しなくなることがあります。**定期的に作動確認を行い**、いざ、火災が発生した際に作動しなかったということがないようにしましょう。また、**住宅用火災警報器の定期的な清掃を行い**、ホコリ等による誤作動も防ぎましょう。

1. 点検する

警報器のボタンを押す、
またはひもを引いて音を確認する



正常な場合

「ピーピーピー」、「ピーピーピー火事です」、
「正常です」等の警報音や音声が流れます。

2. 確認する

警報器の設置年月や
製造年月を確認する



設置年月記入場所

製造年月記載場所

2006年1月設置

2007.10

- ・記入場所はメーカーによって異なります。
- ・設置後間もなく電池が切れた場合は、販売店またはメーカーにご相談ください。

画像引用元 一般財団法人 日本報知器工業会